

## 最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成26年7月29日(火) 最高裁判所中会議室	
委員	委員長 秋 山 哲 一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 吉 田 恵 子 (芝会計事務所・公認会計士)	
	委員 秋 山 靖 浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)	
審議対象期間	平成25年10月1日から平成26年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	1件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	3件
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	4件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 徳島地家簡裁庁舎新営等建築工事</p> <p>2度の入札において応札者があったが、いずれも予定価格を超過していたため、入札を取りやめた上、指名見積合わせを行って、不落随意契約を締結した案件</p> <p>・見積合わせとはどのような手続か。また、どのような場合に見積合わせを実施するのか。</p> <p>・入札が不落の場合には、見積合わせを実施することになるのか。</p> <p>・指名見積合わせに参加した10者は予定価格を知っていたのか。また、2回目の入札に参加した者は予定価格を知っていたのか。</p> <p>・10者に見積依頼をして何者から見積書が提出されたのか。</p> <p>・調達期間に余裕があれば、指名見積合わせ以外の方法を採用の可能性はあったのか。</p> <p>・指名通知書の見積合わせ日時には3月17日であるのに、最終的な見積書の日付が3月27日となっているが、何か理由があるのか。</p> <p>・見積書に併せて工事費内訳書も提出させたのか。</p>	<p>・見積合わせとは、複数の業者から見積書を提出してもらい、価格競争をして契約するという方式である。工事においては、250万円以下の少額の案件で実施することが多い。</p> <p>・入札を実施して落札者がいないために不落随契をする場合、相手方の選定の仕方について特段の定めはない。本案件については、工事内容を熟知した業者を指名の上、見積合わせを実施することが最も妥当な方法であると考えた。</p> <p>・契約締結に至っていなかったため、予定価格は公表しておらず、いずれの者も予定価格は知らなかった。</p> <p>・2者から提出された。</p> <p>・他の方法も考えられるが、2回入札を実施した後であり、見積合わせを選択することとした。</p> <p>・3月17日に提出された見積金額では予定価格に達しなかったため、その後、見積合わせを数回実施した結果、予定価格を下回った見積書が3月27日に提出されたものである。</p> <p>・提出させている。</p>

意見・質問	回答
<p>・1回目の入札との間に期間が空いているが、その間の実勢価格の値上がりを反映した予定価格となっていたのか。</p> <p>・2回目の入札に参加した者との間で不落随契交渉は行わなかったのか。</p> <p>・2回目の入札に参加した者と不落随契交渉を行うのではなく、最初から見積合わせを実施する方法は採れなかったのか。どちらがより妥当であったと考えるか。</p> <p>・不落の場合にどのような競争方式を採るのが妥当かといった点については、これからも色々と試行していくことが必要だと思われる。</p> <p>2 札幌高地裁庁舎耐震改修工事第5回設計変更・同第6回設計変更</p> <p>免震工法による耐震改修において、地下掘削に伴う建物沈下に対する仮設支柱の変更(第5回変更)、地下水排水の負担額の変更(第6回変更)など、当初想定できなかった事態に対応した案件</p> <p>・工事内容を変更したため費用が追加発生した場合、当該費用を発注者負担とするか、受注者負担とするかの問題があると思うが、契約書17条や18条に照らした検討の過程というものは文書に残っているのか。</p> <p>・設計変更が必要だという提案は、受注者側から出されたのか。</p>	<p>・実勢価格の値上がりを十分に考慮した上で予定価格の積算を行った。</p> <p>・まず、2回目の入札に参加した者と不落随契交渉を行ったが、価格で折り合いがつかなかったため、指名見積合わせを実施したものである。</p> <p>・2回目の入札参加者の方が1回目よりも参加意欲が強く、工事内容も熟知していたため、先に2回目の入札参加者との間で交渉する方法を選択したものであり、妥当な方法であると考えている。</p> <p>・文書は作成している。</p> <p>・本件については受注者側から提案された。受注者側から相談された内容について、費用負担の点も含めて検討をし、最終的に合意した内容で設計変更の書面を交わしている。</p>

意見・質問	回答
<p>・当初契約において予定していなかった場合には、設計変更に必要な費用を発注者が負担することは問題ないと思うが、受注者が当初契約段階で予想できていたのに、それを無視して契約した場合には、設計変更に必要な費用は受注者が負担しなければならないと考える。</p> <p>・本案件について、仮設支柱の数を設計変更により増加させているが、地耐力や水の出方について、当初設計では想定されていなかったということか。</p> <p>・地盤調査は実施していたのか。</p> <p>・特に免震工法の場合などは、基本設計は設計者に任せ、実施設計と施工はデザインビルド方式で発注すれば、発注者側のリスクはかなり軽減されると思われるが、その点どのように考えるか。</p> <p>・今後の発注方式について、本案件の結果も踏まえ、検討していただきたい。</p> <p>・契約金額の30パーセントを超えた場合には原則として別途調達手続を実施するとあるが、本来、別途発注するのか、設計変更するのかの基準は、金額ではなく、内容によって決まるものだと考える。設計変更には一定の連続性があることが当然必要となるので、設計変更のあり方について今後検討されたい。</p>	<p>・仮設支柱を増やす前段階として耐力試験を実施した結果、耐力にばらつきがあることが判明し、設計変更が必要となったものである。</p> <p>・過去のボーリング調査の結果から不要と考えたため、改修工事の設計時に、地盤調査は実施していない。また、仮に調査を実施したとしても、耐力にばらつきがあるという本案件の地盤の状態は事前には想定できなかったと考えている。</p> <p>・そのような議論があることは承知しているが、本件工事の発注自体が3年前であり、まだデザインビルドの議論も始まったばかりであったため、裁判所の入札手続ではそこまで進んでいない状況であった。</p>

意見・質問	回答
<p>3 京都家裁庁舎他4庁舎煙突改修等工事 設計変更</p> <p>京都家裁庁舎改修工事を、煙突改修工事 の設計変更として随意契約した案件</p> <p>・煙突改修工事と内部改修工事を、当初から 一緒に発注はできなかったのか。</p> <p>・設計変更による場合、経費分が安くなるの は受注者側にとってメリットだが、一方で、 元々工事が違うのに落札率を掛けられてし まうのはデメリットと言える。別途発注する ときと、設計変更するときの経費率は実態と しては違うはずなのだが、予定価格上は変え ていないのか。</p> <p>・予決令第102条の4第4号イの「現に履 行中の工事に直接関連する工事」について、 直接関連するか否かの検討は、慎重になされ る必要がある。慎重な検討をした上で、設計 変更をするのか、それとも別途発注とするの かを選択して、本来の手続を実施していくべ きと考える。</p>	<p>・内部改修工事の実施が決まったのが、11 月頃であり、煙突改修工事は既に発注済みで あったため、一緒に発注することはできな かった。</p> <p>・予定価格上は、落札率を除けば、計算の方 法は同じである。 本案件では、受注者も落札率が掛かること について抵抗はなかった。しかし、落札率に よっては抵抗がある場合もあり、協議が成り 立たず変更契約できないという結果になる ことも考えられる。</p>